



第2740地区 創立/1990年9月29日 認証/1990年10月22日

佐世保中央ロータリークラブ週報

会長：溝上 純一郎 / 副会長：池永 隆司 / 副会長：崎山 信幸 / 幹事：馬場 貴博

2015～2016 年度クラブスローガン

思いやりの心 奉仕の心で 友情を実践しよう

週報制作：会報・出席委員会／南部 建、田代博之、松尾英機、指山康二、崎元英伸、平岩義明、野村和義、宮崎祐輔

本日の出席率 74.42%：会員数 45名・出席 29名・欠席 11名・出席規定免除会員(5) 3名・ビジター 1名
前々回の修正出席率 100%：出席 30名・メイクアップ 10名・出席規定免除会員 4名



会長挨拶／溝上 純一郎君



皆さんこんばんは。いよいよ25周年記念式典・祝賀会が来週にせまりました。今日、25周年記念実行委員会が行なわれ、着々と準備が進んでいます。

さて、ここ数日、明るい話題として日本人のノーベル賞受賞の記事が新聞紙上ににぎわっています。

生理学・医学賞に決まった北里大学 特別栄誉教授 大村智氏と物理学賞の東京大学 宇宙線研究所 所長の梶田隆章氏の二人です。過去の受賞者はノーベル賞の物理学賞、化学賞、生理学・医学賞、文学賞、平和賞、経済学賞の6部門の内、物理学賞、化学賞の受賞者が多く、24名中14名です。アメリカは経済学賞の受賞者が多く、日本は科学分野の受賞が多いという特長があります。日本は科学水準が高いという特長を示すものだと思います。近年1990年以降、日本はアメリカ、イギリス、ドイツに次いでフランスと同じ4番目に多い受賞者です。今日、文学賞の発表がありますが日本人の受賞者がでるのか楽しみです。



本日のビジター紹介

佐世保西ロータリークラブ
国際青少年交換学生

富村 健 様
フロッカロ・マリーンさん



Report 幹事報告／馬場 貴博君

1. 例会変更

有田ロータリークラブ

10月20日(火) 12:30→18:30～

場所：保名 観月例会の為

佐世保西ロータリークラブ

10月20日(火) 12:30～

場所：「社会福祉法人 鐘のなる丘」 職場訪問例会の為

10月27日(火) 12:30→18:30～

場所：セントラルホテル佐世保 夜の例会の為

10月13日(火) 休会 定款第6条第1節により

2. 来 信

・ガバナー事務所

青少年交換学生「第4回オリエンテーション」のご案内

日時 10月18日(日) 12:30～

場所 本経寺 書院

・ハウステンボス佐世保ロータリークラブ

活動報告書の送付

ロータリー情報

牛島義亮 25周年記念実行委員長

25周年も来週に迫ってきました。皆さん、その日を楽しみましょう。



結婚記念日

10月 3日 長富 寿人・章子 ご夫妻
10月11日 田雑 豪裕・美和子 ご夫妻
10月15日 田代 博之・顕子 ご夫妻
10月19日 橋口 佳周・裕子 ご夫妻
10月21日 鶴田 明敏・弘子 ご夫妻
10月28日 牛島 義亮・真喜子 ご夫妻



Birthday 今月のお誕生会員

昭和22年10月 2日 古川 直記君
昭和29年10月19日 四元 清安君
昭和47年10月22日 有吉 中 君



(^_^) ニコニコボックス

佐世保西ロータリークラブ 富村健様

お世話になります。所用の為早退致します。

溝上 純一郎会長・池永 隆司副会長・崎山 信幸副会長

馬場 貴博幹事

皆様、今晚は。さて、創立記念式典まで残り1週間となります

た。ここまで何回も委員会を開催していただき準備万端です。どうぞ素晴らしい記念式典・祝賀会を楽しみにしておいてください。そして、本日の会員卓話は有吉中君の卓話です。こちらの皆様、ご清聴ください。

長富寿人君

結婚記念日のお花、ありがとうございます。

鶴田明敏君

今月は結婚記念日ですと、たった今、岡君から教えてもらいました。

古川直記君

誕生日祝いありがとうございました。

橋口佳周君

結婚40周年を10月19日に迎えます。花束を1本ずつ増やして送っていますが、40本はきついので大きな花4本と36本の小さな花を送りたいなと思ってます。ルビー婚（40周年）だけどルビーより安くつくかと思ってます。今でも新婚気分で私はいます。

牛島義亮君

結婚記念日のニコニコですが、まだ花もいただいていないので実感がわかりません。確か37回目だと思います。よく続けます。

四元清安君

誕生日祝いありがとうございました。

有吉中君

43才になります。25周年記念の写真は高校生ですが、いつわりではありません。

本日の合計	12,000 円
本年度の累計	307,000 円



本日の卓話

■ 会員卓話 ■

有吉中君

2015.12～改正労働安全衛生法が施行されます。新たにストレスチェック制度が職場健診に加えて義務付けられます。（従業員50人以上の職場にて）



事前：従業員に制度の説明、安全衛生委員会にてどのように行うかを確認し記録。

ストレスチェック施行：実務は産業医に任せればよいが、通常の健診と異なる点がある

のを理解する。

①従業員は必ずしも受けなくてもよい。（健診と異なり、強制ではない）事業者は受けるように説明し促すのみ。

②事業者は結果を知ることにはできない。従業員に結果を直接通知しなければならない。

事業所に担当者を決めなくてはならない。（人事権のない者を担当者に、守秘義務を負う）

③従業員が高ストレスの結果を受け取り尚且つ、医師による面接指導を希望した場合、担当者を通じて産業医等に面接指導を依頼するが、この時点で同意を得たうえで事業所に伝えられる。診察費用は事業所が負担。

④5年間は保管義務があるが、事業者は同意なしでは閲覧できない。

事後に：ストレスチェックの結果を踏まえて、職場環境の変更等を行い、安全衛生委員会にて確認、記録。

memo

SAA：岩政孝君

次回例会／10月15日17：30～

創立25周年記念式典・祝賀会